

指定訪問介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(島根県指定 第 3271800199 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護申請中の方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 守秘義務等	7
8. 緊急時・事故発生時の対応	8
9. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 島根県邑智郡美郷町粕淵 195 番地 1
- (3) 電話番号 0855-75-1345
- (4) 代表者氏名 会長 上田 賢逸
- (5) 設立年月 平成 16 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成 16 年 10 月 1 日指定 島根県 3271800199 号
- (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 美郷町社会福祉協議会 訪問介護事業所
平成 16 年 10 月 1 日指定 島根県 3271800199 号
- (4) 事業所の所在地 島根県邑智郡美郷町粕淵 195 番地 1
- (5) 電話番号 0855-75-1353
- (6) 事業所長（管理者）氏名 岡田 知子
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①訪問介護員等は、要介護者等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - ②事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成 16 年 10 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[介護保険事業] 平成 16 年 10 月 1 日指定 島根県第 3271800199 号
[障害福祉サービス] 平成 16 年 10 月 1 日指定 3211810019
[訪問型サービスA] 平成 29 年 4 月 1 日開始
[介護保険対象外サービス] 平成 29 年 10 月 1 日開始

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 美郷町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日
受付時間	月～金 8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	8 時～18 時。その他の時間帯は相談に応じます

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	主な職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		総括管理（兼：訪問介護員、サービス提供責任者）
2. サービス提供責任者	2		各種相談受付
3. 訪問介護員	3	4	訪問介護サービス
4. 事務職員	1		関係事務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには下記のサービスがあります

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…トイレ等への介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事セット・介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○服薬介助

…薬の管理・促しを行います。

○自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

…一緒に行く等

○通院介助

…通院のつきそい介助を行います。

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

1. 要介護の場合

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

身体介護	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間半以上 (30分増す毎に)
	1. 利用料金	2,440円	3,870円	5,670円	820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,196円	3,483円	5,103円	738円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	244円	387円	567円	82円
生活援助	サービスに要する時間	45分未満	45分以上		
	4. 利用料金	1,790円	2,220円		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1,611円	1,998円		
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4－5）	179円	222円		

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護中心型に引き 続いて行う生活援助中心 型の訪問介護の所要時間	身体介護 30分 生活援助 20分以上 計 50分	身体介護 30分 生活援助 45分以上 計 1時間15分	身体介護 60分 生活援助 20分以上 計 1時間20分
1. 利用料金	3,090円	3,800円	4,510円
2. うち、介護保険から 給付される金額	2,781円	3,420円	4,059円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	390円	308円	451円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆初回訪問から同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合は通常の料金と別途200円を頂きます。（2ヶ月以上サービス休止後の再開時も対象。）

☆契約者等の要請を受け、ケアマネジャーが必要と認め、緊急に訪問して身体介護を行った場合は通常の料金と別途100円を頂きます。

☆訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と当事業所のサービス提供責任者が利用者宅を訪問し、共同による訪問介護計画を作成した場合、ひと月あたり100円を頂きます。（3ヶ月間を上限に算定）

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆本事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、要介護状態が中重度の方への対応を重点的に行っている事業所として「特定事業所加算」を受けています。そのため、介護保険給付について、通常の基準より10%増しの報酬を受け取っており、利用者負担にも反映されます。

☆「介護職員処遇改善加算」とは、介護職員の安定的な処遇改善を図ることを目的に、職場環境整備や賃金改善を行うために必要な資金を国から事業所へ支給する制度を指します。当事業所では、【介護職員等処遇改善加算Ⅰ】を算定しており、基本単位数並びに特別地域加算の合計単位数に24.5%を加算した料金設定となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、美郷町との境界から利用者宅まで1kmあたり40円をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み 山陰合同銀行 粕湊支店 普通預金 2106320
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：(手数料0円) 山陰合同銀行、島根中央信用金庫、農協 (手数料0円) 郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険上禁止された、医療行為② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受② ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

7. 守秘義務等

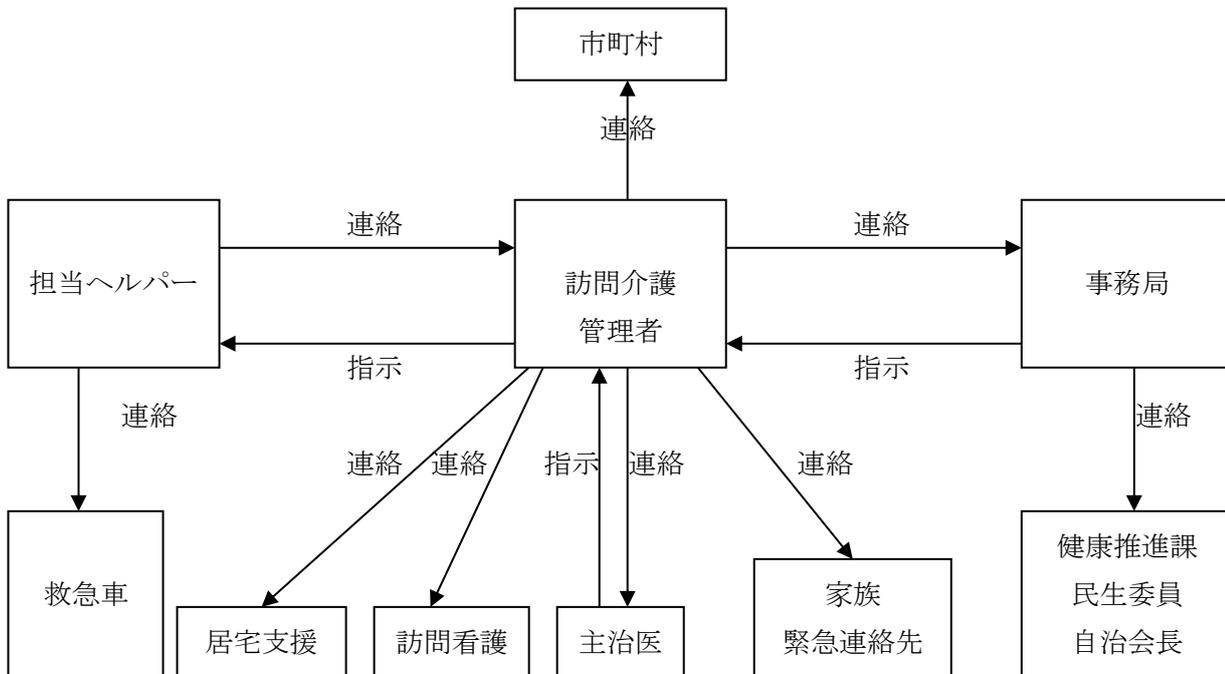
- 1 事業者、訪問介護員又は従業員は、訪問介護を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後、及び退職後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. 緊急時・事故発生時の対応

(1) 方針

訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状等変化があった場合、又事故発生時は速やかに必要な措置を講じます。

(2) 連絡体制図



(3) 連絡先：0855-75-1353 (事務所直通電話)

(4) 対応可能時間：月曜日～金曜日（12月29日～1月3日を除く） 8：30～17：30

(5) 対応方法

- 1.まず緊急性の高い場合は救急車の手配をします。判断に迷ったときは訪問介護管理者に連絡をし、指示に従って行動します。
- 2.訪問介護管理者は事務局に連絡して状況を説明し、指示を仰ぎます。
- 3.その結果を踏まえて、訪問介護管理者は主治医・訪問介護員・家族への連絡等状況に応じた対応をします。
- 4.救急車の出動を要請した場合は、必要品等の準備をして救急隊員へ必要な情報を提供します。
- 5.必要に応じて訪問介護管理者は利用者宅へ出向きます。（救急車に同乗した者の確認をする。）
- 6.事務局は関係機関への連絡が取れたか確認をします。

9. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）苦情の受付

美郷町役場 健康推進課	所在地 美郷町粕渕 168 番地 電話番号 0855-75-1211 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 島根県松江市学園 1 丁目 7 番 14 号 電話番号 0852-21-2811 受付時間 9：00～17：00
島根県運営適正化委員会 （島根県社会福祉協議会）	所在地 島根県松江市東津田町 1741 番地 3 電話番号 0852-32-5913 受付時間 8：30～17：00
邑智郡総合事務組合 介護保険課	所在地 島根県邑智郡川本町大字川本 332-15 電話番号 0855-72-3535 受付時間 8：30～17：15
大田市役所 健康福祉部介護保険課 介護保険係	所在地 島根県大田市大田町大田口 1111 番地 電話番号 0854 - 83 - 8063 受付時間 8：30～17：15

（2）提供するサービスの第三者評価の実施は行っていません。

（3）行政機関その他苦情受付機関

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 [訪問介護管理者] 岡田 知子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

美郷町社会福祉協議会 訪問介護事業所

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 島根県邑智郡美郷町 _____

氏名 _____ 印 _____

契約内容に同意し、緊急搬送時の緊急隊への連絡、介護保険会議、避難の際の情報共有時に同意します。

同意者 住所 _____

続柄 ()

氏名 _____ 印 _____

主治医	
緊急連絡先	